

## 保育所等保育施設の職員配置基準と処遇改善を求める意見書

子どもは、かけがえのない大切な存在です。

しかし近年、全国の保育施設において子どもの尊い命が失われるという事態が生じています。もはや子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。

全国で多発している保育施設での重大事故は、保育士等の人員不足が大きな要因であることは明らかです。

保育所待機児童問題が発生し保育施設が急増した一方で、人員不足が一層深刻化しております。

保育の質の維持、向上に神経を使い、心をすり減らしながら精一杯働く保育士等職員が疲弊し職場を去ることのないよう、適切な配置基準に改善することと併せて、安心して働き続けることのできるよう速やかに処遇改善することが必要です。

子どもの命と安全を守ることができずに輝かしい未来は存在しません。

よって、政府（国）におかれては、保育士の保育施設配置基準を改善すべく、次の事項を実現するよう求めます。

1. 保育施設の職員配置基準をOECD諸国（加盟国）の中の調査国並みの配置基準に改善するとともに、質の高い幼児教育・保育を提供することのできる配置基準に改善すること。
2. 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び正規・非正規職員問わず、全ての職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。
3. 保育施設、学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定、実施すること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2023年（令和5年）9月25日

福山市議会